

まち・ひと・しごと創生総合戦略
(2018 改訂版)
(目次)

I. 基本的な考え方

1. 地方創生をめぐる現状認識
2. 人口減少と地域経済縮小の克服
3. まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立
4. 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定と改訂

II. 政策の企画・実行に当たっての基本方針

1. 従来の方針の検証
 - (1) 府省庁・制度ごとの「縦割り」構造
 - (2) 地域特性を考慮しない「全国一律」の手法
 - (3) 効果検証を伴わない「バラマキ」
 - (4) 地域に浸透しない「表面的」な施策
 - (5) 「短期的」な成果を求める施策
2. まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則
3. 国と地方の取組体制とPDCAの整備
 - (1) データに基づく国の「総合戦略」と「地方版総合戦略」
 - (2) 産官学金労言士の連携推進
 - (3) 政策間連携の推進
 - (4) 地域間連携の推進

III. 今後の施策の方向

1. 政策の基本目標
 - (1) 成果（アウトカム）を重視した目標設定

(2) 4つの「基本目標」

2. 「地方創生の更なる深化」のために

(1) ローカル・アベノミクスの一層の推進

(2) 新たな「枠組み」「担い手」「圏域」づくり

3. 政策パッケージ

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に溢れた^{あふ}地域経済実現に向けた総合的取組

A 地域の技の国際化（ローカルイノベーション）

B 地域の魅力のブランド化（ローカルブランディング）

C 地域のしごとの高度化（ローカルサービスの生産性向上）

D 地域企業の経営体制の改善・人材確保等

E 地域全体のマネジメント力の向上

F ICT等の利活用による地域の活性化

G 地域の総力を挙げた地域経済好循環拡大に向けた取組

H 総合的な支援体制の改善

(イ) 観光業を強化する地域における連携体制の構築

(ウ) 農林水産業の成長産業化

(エ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

(ア) 政府関係機関の地方移転

(イ) 企業の地方拠点強化等

(ウ) 地方における若者の修学・就業の促進

(エ) 子供の農山漁村体験の充実

(オ) 地方移住の推進

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(ア) 少子化対策における「地域アプローチ」の推進

(イ) 若い世代の経済的安定

(ウ) 出産・子育て支援

(エ) 地域の実情に即した「働き方改革」の推進（仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現等）

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(ア) まちづくり・地域連携

- A まちづくりにおける地域連携の推進
- B エリアマネジメント等によるまちづくりの推進
- C 都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進
- D 地方都市における「稼げるまちづくり」の推進等
- E まちづくりにおける官民連携・「見える化」の推進
- F 人口減少を踏まえた既存ストックのマネジメント強化
- G 中枢中核都市の機能強化
- (イ) 「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）
- (ウ) 東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応
- (エ) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保
- (オ) ふるさとづくりの推進
- (カ) 健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進
- (キ) 温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり
- (ク) 地方公共団体における持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の推進

IV. 地方創生に向けた多様な支援-「地方創生版・三本の矢」-

1. 情報支援の矢

- (1) 「地域経済分析システム（RESAS）」の開発、DMO への情報支援
- (2) RESAS の普及促進

2. 人材支援の矢

- (1) 地方創生リーダーの育成・普及
- (2) 地方創生コンシェルジュ
- (3) 地方創生人材支援制度

3. 財政支援の矢

- (1) 地方創生関係交付金
- (2) 地方財政措置
- (3) 税制

4. 国家戦略特区制度、規制改革、社会保障制度改革、地方分権改革等との連携

- (1) 国家戦略特区制度等との連携
- (2) 規制改革との連携

(3) 社会保障制度改革等との連携

(4) 地方分権改革との連携

おわりに

付属文書 アクションプラン（個別施策工程表）

I. 基本的な考え方

2. 人口減少と地域経済縮小の克服

経済の好循環が地方において実現しなければ、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラル（悪循環の連鎖）に陥るリスクが高い。そして、このまま地方が弱体化するならば、地方からの人材流入が続いてきた大都市もいずれ衰退し、競争力が弱まることは必至である。

したがって、人口減少を克服し、将来にわたって成長力を確保するため、引き続き以下の基本的視点から人口・経済・地域社会の課題に対して一体的に取り組む。

① 「東京一極集中」を是正する

地方から東京圏への人口流出に歯止めをかけ、「東京一極集中」を是正するため、「しごとの創生」と「ひとの創生」の好循環を実現するとともに、東京圏の活力の維持・向上を図りつつ、過密化・人口集中を軽減し、快適かつ安全・安心な環境を実現する。

② 若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する

人口減少を克服するために、若い世代が安心して就労し、希望どおり結婚し、妊娠・出産・子育てができるような社会経済環境を実現する。

③ 地域の特性に即して地域課題を解決する

人口減少に伴う地域の変化に柔軟に対応し、中山間地域をはじめ地域が直面する課題を解決し、地域の中において安全・安心で心豊かな生活が将来にわたって確保されるようにする。

人口減少の克服は構造的な課題であり、解決には長期間を要する。仮に短期間で出生率が改善しても、出生数は容易には増加せず、人口減少に歯止めがかかるまでに数十年を要する。一方で、解決のために残された選択肢は少なく、無駄にできる時間はない。こうした危機感を持って、国及び地方公共団体は、国民と問題意識を共有しながら人口減少克服と成長力確保に取り組む。

3. まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

地方創生は、言うまでもなく「ひと」が中心であり、長期的には、地方で「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくるという流れを確かなものにしていく必要がある。

その上で、現在の課題の解決に当たって重要なのが、負のスパイラルに歯止めをかけ、好循環を確立する取組である。アベノミクスを全国津々浦々まで浸透させるためには、地域資源をいかした「しごと」をつくり、地方の「平均所得の向上」を実現することが重要である。地方の「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立し、地方への新たな人の流れを生み出すこと、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻し、人々が安心して生活を営み、子供を産み育てられる社会環境をつくり出すことが急務である⁽¹⁾。

このため、以下に示すような、まち・ひと・しごとの創生に、同時かつ一体的に取り組むことが必要である。

(1) しごとの創生

地域に根付いたサービス産業の活力・生産性の向上、雇用のミスマッチに対する経済の状況や変動に応じた円滑な対応など、「雇用の質」の確保・向上に注力する。特に、若い世代が地方で安心して働くことができるようになるためには、「相応の賃金」＋「安定した雇用形態」＋「やりがいのあるしごと」といった要件を満たす雇用の提供が必要となる。労働力人口の減少が深刻な地方では、こうした「雇用の質」を重視した取組こそが重要であり、経済・産業全体の付加価値や生産性の継続的な向上につなげていくことが必要となる。

また、域外から稼げる高付加価値商品の発掘とその販路の開拓や、地域への新たな「ひと」の流れの創出など、地域経済に新たな付加価値を生み出す核となる企業・事業の集中的育成、都市部の企業の地方移転、価値ある企業を存続させ新たな雇用創出にもつながる事業承継の円滑化、農業・観光・中核企業等といった地域産業の活性化・地域経済の振興等を通じて、将来に向けて安定的な「雇用の量」の確保・拡大を実現する。さらに、サービス業の生産性を向上させるとともに付加価値の高い新たなサービス・製品の市場を創出するには、多様な価値観を取り込むことが重要で、この点からも女性の活躍が不可欠である。女性が活躍する場をつくることは、女性がその地域に魅力を感じ、居場所を見出し、住み続けることにつながることから、地域における女性の活躍を推進する。

(2) ひとの創生

地方への新しい「ひと」の流れをつくるため、「しごと」の創生を図りつつ、若者

⁽¹⁾ 都市部には、仕事等の条件がかなえば地方への移住を希望する人が約4割いるとの調査結果もある（内閣官房「東京在住者の今後の移住に関する意向調査」（2014年））。

の地方での就労を促すとともに、地域内外の有用な人材を積極的に確保・育成し、地方への移住・定着を促進するための仕組みを整備する。

若者をはじめとして、暮らしの環境を心配することなく、地方での「しごと」にチャレンジでき、安心して子供を産み育てられるよう、結婚から妊娠・出産・子育てまで、切れ目のない支援を実現する。

(3) まちの創生

「しごと」と「ひと」の好循環を支えるためには、人々が地方での生活やライフスタイルのすばらしさを実感し、安心して暮らせるような、「まち」の集約・活性化に取り組むとともに、急速な人口減少が進む地域においては地域の暮らしの基盤の維持・再生を図ることが必要となる。また、それぞれの地域が個性をいかし自立できるよう、ICT等も活用しつつ、まちづくりにおいてイノベーションを起こしていくことが重要である。

このため、中山間地域等において地域の^{きずな}絆の中で人々が心豊かに生活できる安全・安心な環境の確保に向けた取組を支援するとともに、地方都市の活性化に向けた都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成の推進や、広域的な機能連携、大都市圏等における高齢化・単身化の問題への対応、災害への備え、医療・介護・福祉・教育などの地域生活を支えるサービスの確保や地域コミュニティの維持・再生、データを活用したまちづくりなど、それぞれの地域の特性に即した地域の課題解決と活性化に取り組む。

Ⅱ. 政策の企画・実行に当たっての基本方針

1. 従来の政策の検証

従来講じられてきた地域経済・雇用対策や少子化対策が抱える以下の5つの課題は、地方創生において引き続き対処が求められる点である。

(1) 府省庁・制度ごとの「縦割り」構造

地域の経営人材の確保・育成に関しては、各府省庁で政策手法が似通うことが多く、事業相互の重複や、小粒な事業が乱立する傾向にある。一方で、移住希望者向けのワンストップ窓口を設置した地方公共団体が移住希望地の上位に急上昇した事例等に見られるように、「縦割り」構造を排除し、政策に横串を通す効果は非常に大きい。

(2) 地域特性を考慮しない「全国一律」の手法

各府省庁の個別補助金政策は、個別の政策目的の観点から実施されるため、使用目的を狭く縛ってしまうことが多く、結果として地域特性や地域の主体性が考慮されないことが多い。また、公募型事業等では、全国から多数の申請が出され、「小粒で似たような」事業が全国で多数展開される傾向がある。

(3) 効果検証を伴わない「バラマキ」

財源が限られている中、効果検証を客観的・具体的なデータに基づいて行う仕組みが整っていない施策は、「バラマキ」との批判を受けやすい。政策目的が明確でないことや、適切かつ客観的な効果検証と運用の見直しのメカニズムが伴っていないこと等に根本的な原因がある。

(4) 地域に浸透しない「表面的」な施策

従来の施策の中には、対症療法にとどまり、構造的な問題への処方箋としては改善の余地があったものも多い。地方で起きている社会経済現象は有機的に絡み合っており、各分野の施策を構造的に組み立て、「深み」のある政策パッケージを立案・推進する必要がある。しかし、現実には表面的で単発の施策が多い。

(5) 「短期的」な成果を求める施策

政策が成果を出すためには、一定の時間が必要とされる。それにもかかわらず、中長期的な展望やプランを持たずに、単年度のモデル事業という形で取り組まれている施策や、短期間で変更・廃止を繰り返している施策が多い。また、専門人材の育成には一定の時間が必要となるが、地方公共団体において、必要となる専門人材の育成が不十分との指摘もある。

2. まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則

こうした従来の政策の弊害を排除し、人口減少の克服と地方創生を確実に実現するため、次の5つの政策原則に基づきつつ、関連する施策を展開することが必要である。

(1) 自立性

各施策が一過性の対症療法にとどまらず、構造的な問題に対処し、地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるようなものにする。また、この観点から、特に地域内外の有用な人材の積極的な確保・育成を急ぐ。

具体的には、施策の効果が特定の地域・地方、あるいはそこに属する企業・個人に直接利するものであり、国の支援がなくとも地域・地方の事業が継続する状態を目指し、これに資するような具体的な工夫がなされていることを要する。また、施策の内容検討や実施において、問題となる事象の発生原因や構造的な背景を抽出し、これまでの施策についての課題を分析した上で、問題となっている事象への対症療法的な対応のみならず、問題発生の原因に対する取組を含んでいなければならない。

(2) 将来性

地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く。活力ある地域産業の維持・創出、中山間地域等において地域の^{きずな}絆の中で心豊かに生活できる環境を実現する仕組み等も含まれる。

なお、地方公共団体の意思にかかわらず、国が最低限提供することが義務付けられているナショナルミニマムに係る施策に対する支援は含まれない。

(3) 地域性

国による画一的手法や「縦割り」的な支援ではなく、各地域の実態に合った施策を支援することとする。各地域は客観的データに基づき実状分析や将来予測を行い、「地方版総合戦略」を策定するとともに、同戦略に沿った施策を実施できる枠組みを整備する。国は、支援の受け手側の視点に立って人的側面を含めた支援を行う。

したがって、全国的なネットワークの整備など、主に日本全体の観点から行う施策は含まれない。施策の内容・手法を地方が選択・変更できるものであり、客観的なデータによる各地域の実状や将来性の分析、支援対象事業の持続性の検証の結果が反映されるプロセスが盛り込まれていなければならない。また必要に応じて広域連携が可能なものである必要がある。

(4) 直接性

限られた財源や時間の中で、最大限の成果を上げるため、ひとの移転・しごとの創出やまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施する。地方公共団体に限らず、住民代表に加え、産業界・大学・金融機関・労働団体・言論界・士業（産官学金労言士）の連携を促すことにより、政策の効果をより高める工夫を行う。

この観点から、必要に応じて、施策の実施において民間を含めた連携体制の整備が図られている必要がある。

(5) 結果重視

効果検証の仕組みを伴わないバラマキ型の施策は採用せず、明確な PDCA⁽²⁾メカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う。

すなわち、目指すべき成果が具体的かつ適切な数値で示され、その成果が事後的に検証できるようになっていなければならない。また、成果の検証結果により取組内容の変更や中止の検討が行われるプロセスを組み込むことにより、その検証や継続的な取組改善が容易に可能である必要がある。

⁽²⁾ PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

3. 国と地方の取組体制と PDCA の整備

政策5原則に基づき、まち・ひと・しごとの一体的な創生を図っていくに当たっては、地方の自立につながるよう地方自らが考え、責任を持ってそれぞれの「地方版総合戦略」を推進し、国は伴走的に支援することが必要である。国はまち・ひと・しごと創生長期ビジョン（平成26年12月27日閣議決定。以下「長期ビジョン」という。）とそれを踏まえた5か年の「総合戦略」に、地方公共団体は中長期を見通した「地方人口ビジョン」と5か年の「地方版総合戦略」に基づき、地方創生を深化させていく。

そのためには、国及び地方公共団体において、経済・社会の実態に関する分析を行い、EBPM⁽³⁾（確かな根拠に基づく政策立案）の考え方の下、中長期的な視野で改善を図っていくためのPDCAサイクルを確立することが不可欠である。また、行政だけではなく、産官学金労言士や住民代表の参画を得ることで、縦割りの陥穽^{かんせい}にはまることなく、効果的・効率的なサービス提供が可能となる。そうした統合的な体制の下、既存の政策同士の連携を促し、経済的・社会的ニーズを満たすために必要な政策体系を整える。同時に、都道府県や市区町村といった既存の行政単位に閉じず、必要に応じて広域的な取組ができるよう地域連携を促す。また、国・地方の情報システム改革や業務改革（BPR⁽⁴⁾）等による運用コストの削減や業務体制の改革を通じ、捻出した「財源」や「人材」も活用する。

（1）データに基づく国の「総合戦略」と「地方版総合戦略」

国は、短期・中期の成果目標を掲げた政策パッケージを推進し、それぞれの進捗について、アウトカム指標を原則としたKPIで検証し改善する仕組み（PDCAサイクル）を確立し、地方と連携して地方創生に取り組む体制を整えている。その一環として、「地域経済分析システム（RESAS）」を開発し地方公共団体や一般の利用者に提供するとともに、その活用の支援や地域での取組について広報活動を展開している。

地方公共団体が地域の特性や資源を分析し、「地方版総合戦略」の企画立案等を進めるに当たっては、地域金融機関や政府系金融機関等の知見等を積極的に活用するとともに、地域内外の有能なマネジメント人材を確保・育成・活用することが必要である。それによって、それぞれの地域課題に応じ、補助金・税制・規制緩和といった従来型の手法のみならず、負荷をかける手法も含めた施策を検討することが望まれる。引き続き、RESASの活用等を通じ、地域経済や少子化の状況等を踏まえた地域ごとに異なるアプローチの下、それぞれの「地方版総合戦略」に地域の課題や実情に応じたKPIを設定するとともに、データによる政策効果検証を行い、政策を改善するPDCAサイクルに取り組むことが重要である。また、国は、地域の所得

⁽³⁾ Evidence-Based Policy Making の略。

⁽⁴⁾ Business Process Re-engineering の略。

向上に向けた取組の分析等を通じ、地方公共団体における取組の参考となる情報を提供する必要がある。さらに、地域が直面する課題の解決に向けて、地方公共団体のオープンデータの取組を推進するなど、官民が保有するデータの流通・利活用に取り組む必要がある。

(2) 産官学金労言士の連携推進

国は、各界からの有識者で構成されるまち・ひと・しごと創生会議での議論を経て「長期ビジョン」と「総合戦略」を決定した。また、「総合戦略」に盛り込まれた政策パッケージの推進においても、「日本版 GCRC 構想有識者会議」、「政府関係機関移転に関する有識者会議」、「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議」、「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」、「わくわく地方生活実現会議」、「地域魅力創造有識者会議」等を通じ、多様な関係者や専門家の知見を取り入れるとともに、既に取組を進めている政策については、その進捗状況や今後の取組の方向性について意見聴取をする機会を設けている。地方創生が自立的な取組となるためには、産業界との連携が重要であり、地域の経済・社会的課題の解決に資する取組の発掘と支援のための方針について明らかにするべく、「地域しごと創生会議」を開催し、取りまとめを行った。引き続き、行政だけに閉じない体制の下で地方創生を多面的に進め、経済・社会の需要に沿ったユーザーフレンドリーな施策展開を進める。

地方公共団体においても、多様な関係者が一体となった形でそれぞれの「地方版総合戦略」が策定され、各地域の実情に即した具体的な取組が進められている。この段階においても、多様な関係者との更なる連携の維持・強化が重要である。さらに、各地域の地方創生の取組を推進するに当たり、それをリードする人材を、地域や分野の枠にとらわれずに活用する。

とりわけ、地方公共団体や取引先とのネットワークを通じ、各地域の事情に精通した地域金融機関には、事業への有益なアドバイスとファイナンスを通じて、地域経済の活性化に貢献するなど各地域の地方創生の取組への一層積極的な関与を求めていく。

(3) 政策間連携の推進

国は、各地域の取組を支援する施策を用意するに当たり、地域ごとの取り組みやすさに配慮しつつ、関係施策の目標や内容、条件等を関係府省庁間で統一又は整理し、可能な限りパッケージ化するとともに、ワンストップ型の執行体制の整備に引き続き努める。また、国は、地域ごとの特性をいかした個性溢れる地方創生が実現されることを目指し、全国一律ではなく、各地域が必要な施策を選択できるよう、支援施策のメニュー化及びホームページの活用等による各府省庁の支援施策の一

元的な情報提供やマッチングを今後も進める⁽⁵⁾。

地方公共団体においても、「地方版総合戦略」の推進に当たり、例えば創業者支援の際、産業振興政策のほか子育て期女性の再就職促進政策や移住・定住政策等を連携させるなど、政策間連携の視点が浸透してきている。事業の企画立案・実施に当たって、引き続きパッケージ化やワンストップ化を推進する必要がある。

(4) 地域間連携の推進

国は、地方公共団体間の広域連携に関し、経済成長の牽引等の機能を有する連携中枢都市圏の形成を促進し、財政面や情報面での支援等を行う。あわせて、定住自立圏の形成を引き続き進め、全国各地において、地域連携による経済・生活圏の形成を推進する。

地方公共団体は、こうした地域連携施策を活用しつつ、地域間の広域連携を積極的に進める。既に観光や医療福祉の分野ではこうした地域間連携の観点が取り入れられているが、他の分野においても必要に応じて同様の連携を図り、現状分析もその連携エリア単位で行い、抽出された課題をそれぞれの「地方版総合戦略」に反映させ対応策を進める。また、都道府県は、市区町村レベルの地域課題を、自らの「地方版総合戦略」にも反映させ、市区町村と連携を取り、地方創生を進める。

⁽⁵⁾ 2015年7月より、移住関連情報がインターネット上で一元的に得られる全国移住ナビの一般供用が開始された。

Ⅲ. 今後の施策の方向

1. 政策の基本目標

(1) 成果（アウトカム）を重視した目標設定

「総合戦略」は、政策の「基本目標」を明確に設定し、それに基づき適切な施策を内容とする「政策パッケージ」を提示するとともに、政策の進捗状況について KPI で検証し、改善する仕組み（PDCA サイクル）を確立する必要がある。

こうした観点から、政策の「基本目標」については、日本の人口・経済の中長期展望を示した「長期ビジョン」を踏まえ、「総合戦略」の目標年次である 2020 年において国として実現すべき成果（アウトカム）を重視した数値目標を設定している。

【「長期ビジョン」が示す中長期展望】

「長期ビジョン」では、中長期展望として、「2060 年に 1 億人程度を維持すること」が示されている。これを実現するためには、出生率の向上を図り、人口減少に歯止めをかけることが必要である。

若い世代の結婚・子育ての希望が実現するならば、出生率は 1.8 程度の水準まで改善することが見込まれる。この希望が実現した場合の出生率（国民希望出生率）＝1.8 は OECD 諸国の半数近くの国が実現している。我が国においてまず目指すべきは、若い世代の希望の実現に取り組み、出生率の向上を図ることである。

また、若い世代を中心とする東京圏への流入が日本全体の人口減少につながっている。東京圏へは年間 10 万人程度の転入超過が近年も続き、更に拡大する兆しもあり、こうした「東京一極集中」の是正に取り組む必要がある。

さらに、成長力の確保の視点からは、「人口の安定化」を進めると同時に、労働力人口の減少を補う上で「生産性の向上」が必要不可欠である。「人口の安定化」と「生産性の向上」の両者が実現するならば、2050 年代の実質 GDP 成長率は 1.5 ～ 2 % 程度を維持することが可能と見込まれている。

(2) 4つの「基本目標」

「総合戦略」では、以下の4つの「基本目標」を国レベルで設定し、地方における様々な政策による効果を集約し、人口減少の歯止めや、「東京一極集中」の是正を着実に進めていく。

<基本目標①> 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

「しごと」と「ひと」の好循環を確立するため、まずは、地方における「しごと」づくりから着手する。2013年の東京圏への転入・転出状況を見ると、35歳未満の若い世代で約10万人の東京圏への転入超過となっている一方、35歳以上は若干の地方への転出超過となっている。

東京圏への一極集中を是正するためには、若い世代の東京圏への転入超過を解消する必要があり、そのためには、地方において毎年10万人の若い世代の安定した雇用を生み出せる力強い地域産業の競争力強化に取り組む必要がある。

具体的には、初年度（2016年度）2万人、翌年度（2017年度）4万人と、毎年度2万人ずつ段階的に地方に雇用を創出し、2020年以降は毎年10万人の若い世代の安定した雇用を生み出す力を持った地域産業の競争力強化に取り組む⁽⁶⁾。そして、2020年までに、累計で30万人の若い世代が安心して働ける職場を新たに生み出す。

また雇用の量ばかりでなく、職種や雇用条件、生活環境の不適合等による雇用のミスマッチや、女性の就業機会の不足などの理由により、地方でいかされない潜在的な労働供給力を地域の雇用に的確につなげていくため、魅力ある職場づくりや、労働市場環境の整備に取り組み、正規雇用等の割合の増加、女性の就業率の向上など、労働市場の質の向上を図る。

なお、こうした「しごと」づくりを地域の経済力・消費力に的確につなげていくため、参考指標として賃金上昇率を計測することとする。

■若者雇用創出数（地方）

2020年までの5年間の累計で地方に30万人の若い世代の安定した雇用を創出

→現状：27.1万人

⁽⁶⁾ 東京圏への10万人の転入超過を解消するためには、廃業等による失業分を考慮した上で、10万人の雇用を創出する必要があるが、現時点では、世代要因による雇用の自然減、産業の新陳代謝に伴う適正な廃業率水準等の知見が不足していることから、まずは10万人の雇用創出目標からスタートし、今後、的確な評価を得ることによって、廃業等による失業分を考慮した雇用の純増目標を検討し、適切な設定を行う。

■若い世代の正規雇用労働者等⁽⁷⁾の割合

2020年までに全ての世代と同水準を目指す

15～34歳の割合：92.2%（2013年）

全ての世代の割合：93.4%（2013年）

→現状：2017年15～34歳の割合 95.0%

全ての世代の割合 95.0%

■女性の就業率向上

2020年までに77%を実現（25～44歳の女性の就業率、2013年69.5%）

→現状：2017年74.3%

※参考計測：賃金上昇率

<基本目標②> 地方への新しいひとの流れをつくる

内閣官房の調査によれば、東京圏在住者の約4割が地方への移住について、「移住する予定」又は「今後検討したい」としている一方、移住に対する不安・懸念の第一は地方の雇用であるという調査結果がある。今後、地方で生み出す毎年10万人分の雇用を、こうした潜在的希望者による地方への移住・定着に結び付けるべく、東京圏から地方への移住の促進、地方出身者の地元での就職率向上など、地方への新しい「ひと」の流れづくりに取り組み、「しごと」と「ひと」の好循環を確立する。

具体的には、地方に生み出す年間10万人分の雇用創出力を活用しつつ、年間47万人の地方から東京圏への転入者を年間6万人減少させ、年間37万人の東京圏から地方への転出者を年間4万人増加させる。こうした東京圏から地方への新たな「ひと」の流れづくりにより、東京圏からの転出者と、東京圏への転入者を均衡させ、東京一極集中の流れを止めることを目指す。

■東京圏から地方への転出 4万人増加（2020年時点、2013年比）

→現状：2017年8,810人減少

■地方から東京圏への転入 6万人減少（2020年時点、2013年比）

→現状：2017年1万4,445人増加

■上記により、2020年時点で東京圏から地方への転出・転入を均衡

→現状：2017年11万9,779人転入超過

⁽⁷⁾ 自らの希望による非正規雇用労働者等を含む。

＜基本目標③＞ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

出生動向基本調査によれば、調査に協力した独身男女の約9割は結婚の意思を持ち、希望子供数も2人程度となっている。若い世代の結婚・子育ての希望が実現するならば、出生率は1.8程度の水準まで改善することも見込まれ、地域における少子化の流れにも歯止めをかけることができる。この「希望出生率1.8」の実現は、「一億総活躍社会」の実現に向けた将来目標の一つとして掲げられている。

こうした将来目標の実現も視野に置き、地域の実情に即し、結婚・妊娠・出産・子育てをしやすい地域づくりに向けた取組を進め、安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考える人の割合を40%以上とする。また、若い世代が安心して働ける質の高い職場を生み出し、結婚希望の実現率を80%に引き上げていくとともに、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス⁽⁸⁾）の確保に取り組むことによって、夫婦が希望する子育て環境を提供し、夫婦の予定する子供数の実現割合を95%に引き上げるよう取り組むこととする。

■安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考える人の割合 40%以上（2018年3月時点40.5%⁽⁹⁾）

■第1子出産前後の女性の継続就業率 55%（2015年53.1%）

■結婚希望実績指標⁽¹⁰⁾ 80%（2015年68%）

■夫婦子ども数予定実績指標⁽¹¹⁾ 95%（2015年93%）

＜基本目標④＞ 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

「しごと」と「ひと」の好循環を支えるためには、「まち」に活力を取り戻し、人々が安心して暮らす社会環境をつくり出すことが必要である。しかし、多くの

⁽⁸⁾ 誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等に係る個人の時間を持てる健康で豊かな生活のこと。

⁽⁹⁾ 内閣府において実施した「インターネットによる共生社会及び子ども・子育て支援に関する意識調査」（2018年3月）において、「結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と考えている人の割合。

⁽¹⁰⁾ 結婚の希望（既に希望を実現したと考えられる有配偶者を含む。）と、「総合戦略」の期間（5年間）経過後の結婚の実績の対比を指標として設定。具体的には、「調査時点より5年前における、18～34歳の人口に占める有配偶者の割合（国勢調査）と5年以内の結婚を希望する者の割合の合計（A）」に対する「調査時点における23～39歳の人口に占める有配偶者の割合（国勢調査）（B）」の比率（ $=B/A$ ）を算出。

⁽¹¹⁾ 夫婦の平均予定子供数（完結出生児数の調査対象となる夫婦が調査対象であった期間の平均）に対する完結出生児数（結婚持続期間15～19年の夫婦の子供数）の比率。

地方都市や中山間地域等では人口減少・少子高齢化に直面し、医療・福祉・商業等の生活サービス機能の維持が困難になることが予想される。このため、地域の特性に即し、コンパクトなまちづくりと、これと連携した交通ネットワークの形成を基礎とした多層的な地域構造を構築し、日常生活サービスや高次都市機能等を持続的に提供できる活力ある地域を形成する。

具体的には、立地適正化計画制度⁽¹²⁾の活用により、都市の中心拠点や生活拠点に生活サービス機能の誘導を図るとともに、その周辺や公共交通沿線に居住の誘導を図る。また、コンパクトなまちづくりと連動した産業戦略の確立により、サービス産業など地域に根差した域内型産業の生産性向上等を図る。なお、これらの取組に関し、地方公共団体においても適切な KPI を設定し PDCA サイクルを確立できるよう、指標の有効性の検証や議論を踏まえて、設定に当たり参考となる KPI 例を国が提示することとする。

■立地適正化計画を作成する市町村数 300 市町村(2018 年 5 月 1 日時点 161 都市)

■立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数 100 市町村 (2018 年 4 月 1 日時点 28 都市)

■市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数 100 市町村 (2018 年 4 月 1 日時点 43 都市)

■公共交通の利便性の高いエリア⁽¹³⁾に居住している人口割合

(三大都市圏)	90.8%	(2017 年度 91.1%)
(地方中枢都市圏)	81.7%	(2017 年度 79.3%)
(地方都市圏)	41.6%	(2017 年度 38.9%)

■地域公共交通再編実施計画⁽¹⁴⁾の認定総数 100 件 (2018 年 8 月末時点 24 件)

⁽¹²⁾ 都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)に基づく計画制度。

⁽¹³⁾ 以下の圏域に含まれるエリアを指す。

・鉄道駅圏：オフピーク時に、片道運行間隔 20 分以下の駅を中心とする半径 1 km 圏内

・路面電車・新交通システム駅圏：オフピーク時に、片道運行間隔 20 分以下の駅・電停を中心とする半径 500m 圏内

・バス路線沿線圏：オフピーク時に、片道運行間隔 15 分以下のバス路線から沿線 300m 圏内

⁽¹⁴⁾ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号)に基づく計画制度。

2. 「地方創生の更なる深化」のために

(1) ローカル・アベノミクスの一層の推進

「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立し、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す地方創生の理念を実現する。そのためには、地域経済に人材と資金を呼び込めるような、生産性が高く、活力に溢れた、収益性のある産業を形成し、若者や女性、働き盛りの世代にとって魅力のある職場を生み出すことによって、地方の「平均所得の向上」を実現し、ローカル・アベノミクスの浸透を図ることが必要である。

このため、①それぞれの地方が持つ魅力や資源を最大限活用した「しごと」の創出、②地方の空き店舗などの遊休資産の有効活用等、③様々なデータを活用・検証し地域の実相を把握する取組、④国家戦略特区や規制改革、地方分権改革等、地域に対する政策連携の強化を図る。

①地域の「稼ぐ力」の向上

地域資源を活用した持続性のある企業化を進めるとともに、域内のしがらみに閉じこもりがちな地域経済の殻を破り、域外から稼ぎ、域外から人材や投資を呼び込めるような開放的な力強い地域経済をつくり上げ、地方の賃金を引き上げていく。具体的には、地域商社事業を積極的に活用した地域の産品等の販路拡大、観光地経営の視点に立った観光地域づくりやブランディングの中心となるDMO⁽¹⁵⁾などの新たな事業推進主体の形成、サービス業の生産性向上、中堅・中小企業等の事業承継や事業再生、新規創業の活性化に努めるとともに、地方都市において地域の「稼ぐ力」や「地域価値」の向上を図る「稼げるまちづくり」の取組の全国展開を図る。また、第4次産業革命等の地域の未来につながる投資を促進し、地域における「稼ぐ力」の好循環システムを構築するため、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」（平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。）に基づき、地域の特性をいかした地域経済牽引事業を促進し、地域に経済的波及効果を生み出すことを目指す。特に、少子高齢化の最前線である地方においてこそ第4次産業革命の技術を社会実装すべきであり、地方における近未来技術の実装による新しい地方創生を目指す。

なお、地域金融機関には、地域企業に対し、融資による資金供給に加え、ファンドの活用等を通じたリスク性資金の供給への寄与、さらに地方公共団体と共同で進める事業の収益性や継続可能性等の目利きとしての貢献⁽¹⁶⁾が期待される。

⁽¹⁵⁾ Destination Management/Marketing Organization の略。様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランディング、ウェブ・SNS等を活用した情報発信・プロモーション、効果的なマーケティング、戦略策定等について、地域が主体となって行う観光地域づくりの推進主体。

⁽¹⁶⁾ 銀行の行うことができるコンサルティング業務の対象は、現在の取引先の事業に限定されるわけではなく、今後取引先となる可能性が高い者との事業も含まれる。また、地方公共団体と地域企業との共同事業も含ま

このような観点から、金融機関等の地域企業を支援する取組をモニタリングするとともに、地方創生に資する特徴的な取組事例を表彰し公表する。

②地域における資産・人材の活用等

地方では、空き店舗、遊休農地、古民家等といった遊休資産が多く見られるが、発想の転換を行い、これらを資源として有効活用することで、地域の魅力を引き出す。また、地方公共団体によるシェアリングエコノミー⁽¹⁷⁾の導入・連携を支援する。地域人材の活用では、地方創生に関わる事業における税理士等といった「士業」との積極的な連携を行う。また、「地方創生カレッジ」による地方人材の育成等に取り組む。

③地域の実相を把握する取組

人口減少、過疎化が構造的に進行し、疲弊する地域経済を真の意味で活性化させていくためには、地域の現状・実態を正確に把握した上で、将来の姿を客観的に予測し、その上で、地域の実情・特性に応じた施策の検討とその実行が不可欠である。このため、国が地域経済に関わる様々なビッグデータ（企業間取引、人の流れ、人口動態等）を収集し、かつ、分かりやすく「見える化（可視化）」する RESAS の提供により、真に効果的な施策の立案、実行、検証（PDCA）を支援する。また、外部有識者による地方創生関係交付金の効果検証や課題分析の実施、地域別産業連関表の活用にも取り組む。

④地域に対する政策連携の強化

予算・税制に加え、国家戦略特区や規制改革、地方分権改革等との連携等、関係府省庁が一体となって、あらゆる政策を総動員し、地方創生を強力に進めていく。

れる。

⁽¹⁷⁾ 個人等が保有する活用可能な遊休資産等（資産（空間、モノ、カネ等）や能力（スキル、知識等））を他の個人等も利用可能とする経済活動。

(2) 新たな「枠組み」「担い手」「圏域」づくり

「稼ぐ力」、「地域の総合力」、「民の知見」によってローカル・アベノミクスを実現し、まち・ひと・しごとの好循環を生み出すためには、従来の「縦割り」の事業や取組を超えた、新たな「枠組み」づくり（官民協働及び地域連携）や新たな「担い手」づくり（地方創生の事業推進主体の形成や専門人材の確保・育成）、生活経済実態に即した新たな「圏域」づくり（「広域圏域」から「集落生活圈」まで）が重要となる。地方創生に向けてあらゆる主体が連携・協働して地方創生の取組を深化させることにより、一過性の取組では達成できない長期的な成果の実現が可能となる。

①新たな「枠組み」づくり

地方創生の深化に向けて、従来の「縦割り」を超えた官民協働と地域連携による、新たな「枠組み」づくりに取り組む必要がある。

例えば、コンパクトシティや中心市街地活性化の取組においては、都市の「稼ぐ力」を高めるという都市経営の観点から、実際に都市において活動を行う民間事業者との官民協働により、地方公共団体の枠組みを超えた戦略やエリアマネジメントを進めることが求められる。「生涯活躍のまち（日本版 CCRC）」の推進においても、地方公共団体と地域の事業者が官民協働で取り組むことにより、地方移住の促進や高齢者の就労・社会参加促進、医療・介護関連の雇用機会の確保といった多岐にわたる効果が期待される。また、DMOの形成をはじめとする広域的な観光地域づくりや単一行政区域を超えた広域的な課題解決のためには、複数の地方公共団体が連携して事業に取り組む地域連携が欠かせない。

それらに加え、高齢者ケア、育児支援などの社会福祉サービス事業、中山間地域などの暮らしを支える生活サービス事業、農産品・工芸品等を活用した地域産品事業、賑わいのあるまちづくり事業、人材育成・教育支援事業などの社会的意義の高い事業シーズが多く残されているが、その多くが収入のかなりの割合を補助金が占める状況に陥りやすく、その持続可能性について課題を残している。このため、これらを克服するソーシャルベンチャーが創出される環境づくりを目指す。

②新たな「担い手」づくり

地方創生を担う新たな「担い手」づくりとして、新たな事業推進主体の形成や専門人材の確保・育成を推進する必要がある。観光振興の分野におけるDMOは、客観的なデータや指標を用いてマーケティングやマネジメントを行い、地域内の官民協働や広域的な地域連携により、魅力ある観光地域づくりを行う事業推進主体として重要な役割が期待される。副業や兼業は、新たな技術の開発、オープンイノベーションや起業の手段等として有効であるとされている。

地方創生の深化に向けた様々な枠組みづくりや取組は、実際にこれを担う専門

人材の確保・育成・活躍を伴って初めて実現する。そのため、「地方創生人材プラン」等に沿って、各分野・各地域における人材の発掘、研修・育成、マッチングから着任後のサポートまで、各ステージにおける支援策を確立し、地方創生を担う専門人材について官民協働で体系的、総合的に確保・育成していくことが重要である。こうした取組に加え、地域の多様性を尊重しつつ各地域で行われている人材育成・活用の取組を全国的な連携等により各地へ広げていくための方策を検討するなど、地方創生を担う「ひとつづくり」の強化を進めていく。

③新たな「圏域」づくり

地方創生の深化のためには、地域の生活経済実態に即した新たな「圏域」づくりに取り組む必要がある。この圏域は、「広域圏域」から「集落生活圏」までを含めた多様なものが考えられ、それぞれの圏域において連携・協働体制の下で効率的な経済活動が展開されることで、住みよい生活環境の実現につながる。

「広域圏域」という観点からは、連携中枢都市圏や定住自立圏の形成等を積極的に推進するとともに、今後、広域的な経済振興施策を担う官民連携組織が形成されることが期待される。また、中山間地域等においては、「小さな拠点」の形成により、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要となる。この場合、人口減少や経済力の低下等により地域の生活サービスや介護サービスの存続が危ぶまれる地域においては、その地域の経済力を維持させるコミュニティビジネスの展開を行い、自立的・持続的な地域づくりに取り組む必要がある。